

尾張都市計画川井野寄工業団地地区計画の区域内における
行為の届出に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第58条の2の規定による尾張都市計画川井野寄工業団地地区計画（以下「川井野寄地区計画」という。）の区域内における行為の届出に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(川井野寄地区計画の区域内における行為の届出等)

第2条 法第58条の2第1項又は第2項に規定する行為を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、当該行為に着手する日の30日前までに、次のとおり市長に届け出るものとする。

(1) 届出は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「施行規則」という。）第43条の9に定める届出書（以下「届出書」という。）に別表に掲げる図書（以下「図書」という。）を添付して、正本及び副本各1部を提出するものとする。

(2) 変更の届出は、施行規則第43条の11に定める変更届出書（以下「変更届出書」という。）に図書を添付して、正本及び副本各1部を提出するものとする。

(3) 前号の図書については、変更のあった部分を図面上に明示するものとする。

(他法令の遵守)

第3条 届出者は、図書に記載する事項について他法令に関するものを含む場合には、担当部局と協議し、他法令の制限及び基準を遵守するものとする。

(指導及び助言)

第4条 市長は、届出者に対し、届出又は変更の届出（以下「届出等」という。）に係る行為の設計及び施工に係る事項について、川井野寄地区計画の適切な運用に必要な指導及び助言を行うものとする。

(届出等の受理)

第5条 市長は、届出者からの届出等が第2条に規定する要件を満たしているときは、当該届出等を受理するものとする。ただし、当該届出等に書類の添付漏れ又は記載漏れがあった場合は、届出者に対して速やかに補正等の指示をするものとする。

(届出者への通知)

第6条 市長は、前条の規定により届出等を受理した場合は、当該届出等に関する行為が川井野寄地区計画における地区整備計画(以下「地区整備計画」という。)に適合するかどうかを審査し、速やかに届出者に対して、尾張都市計画川井野寄工業団地地区計画の区域内における行為の届出受理通知書(様式第1)又は尾張都市計画川井野寄工業団地地区計画の区域内における行為の変更届出受理通知書(様式第2)(以下「受理通知書」という。)に届出書又は変更届出書を添付して通知するものとする。ただし、当該届出等に関する行為が地区整備計画に適合しないと判断した場合は、受理通知書に不適合事項を明記し、届出者に対して通知するものとする。

(不適合事項に関する指導)

第7条 市長は、届出等に関する行為が地区整備計画に適合しないと判断した場合は、前条の通知に併せて、是正指導通知書(様式第3)により必要な指導を通知することができる。

2 市長は、届出等の内容に疑義が生じたとき又は届出のない建築行為等を確認したときは、届出者又は届出等に関する設計・施工若しくは届出業務を代行する者に対して事情の聴取又は報告を求めた上で事実確認を行い、地区整備計画に適合しないと判断した場合は、前項に規定する是正指導通知書により必要な指導を通知することができる。

(報告)

第8条 届出者は、前条の規定により通知された是正指導通知書に基づいて講じた是正内容について、市長に対して是正報告書(様式第4)により報告するものとする。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による報告の是正内容が、いまだ地区整備計画に適合しないと判断したとき又は届出者が前条の規定

による報告を怠ったときは、法第58条の2第3項の規定に基づき、届出者に対して勧告書（様式第5）により設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた届出者が、設計の変更その他必要な措置を講じない場合は、再度勧告書により勧告することができる。

（届出等の取止め）

第10条 届出者は、届出等を行った後、当該届出等に関する行為を中止するとき又は届出等の内容を大幅に変更するときは、取止め届（様式第6）を市長に提出するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

届出行為の種類	土地の区画形質の変更	建築物の建築	工作物の建設	建築物等の用途の変更	木竹の伐採
		新築 改築 増築 移転	新設 増設 移設		
添付図書の種類					
付近見取図（位置図） 縮尺 1,000 分の 1 以上	●	●	●	●	●
公図の写し	●	●	●	●	●
土地の面積が分かるもの（求積図）	●	●	●		●
配置図（平面図） 縮尺 100 分の 1 以上		●	●	●	
建物の面積が分かるもの（求積図）		●		●	
各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上		●		●	
立面図（2面以上）色記載 縮尺 50 分の 1 以上		●		●	
断面図（矩計図）		●			
土地断面図（2方向以上） 縮尺 100 分の 1 以上	●				
外構仕上げ平面図		●	●		
構造図			●		
施工方法図 縮尺 100 分の 1 以上	●				●

備考

- 1 届出行為の種類が複数にまたがる場合は、必要な添付図書を組み合わせること。
- 2 外構仕上げ平面図は、植栽、門・門柱、生垣又はフェンス、土留め壁、駐車計画（駐車ます、歩道乗り入れ箇所）、

物置、カーポート等の外構計画が分かるものとする。